



留寿都村

議会だより



留寿都村・養父市交流 30周年記念表敬訪問 ～次の世代につながる絆～

平成23年第2回定例会	2～3
平成23年第2回臨時会	3
一般質問	3～8
議会日誌	8
編集後記	8

平成23年8月22日 No. **128**



北海道町村議会議員研修会

東京大学
先端科学技術研究センター教授

御厨 貴氏

「今後の政党政治の行方」

現在の政局からご自身が参加された復興構想会議への感想、平成生まれの人材についてと、内容は多岐に渡り、大変スピード感ある講演でした。

経済評論家
内橋 克人氏

「今後の日本経済展望」

基礎的自治体のあり方、日本の安全神話が作られた背景と不均衡国家・日本の展望という内容の講演でした。

報告

◎平成二十二年度留寿都村繰越明許費繰越計算書について

左記の事業に係る歳出予算を平成二十三年度へ繰り越したものです。

- ・低公害公有自動車購入事業
- ・向丘二号線農道改良舗装事業
- ・ルスツ温泉券売機購入事業
- ・村営住宅屋根改修事業
- ・留寿都中学校屋内運動場改修事業
- ・公民館図書室図書購入事業
- ・車いす仕様公有自動車購入事業
- ・老人デイサービスセンタースプリンクラー設置事業

◎平成二十二年度留寿都村事故繰越し繰越計算書について

左記の事業に係る歳出予算を年度内に事業完了が見込めないため、平成二十三年度へ繰り越したものです。

- ・公的個人認証サービス用機器購入事業
- ◎社団法人ルスツ産業振興公社の経営状況について

平成二十二年度の事業報告と決算報告、平成二十三年度の事業計画と予算について報告がありました。

条例

◎村税条例の一部改正

東日本大震災に係る地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、村税条例との整合性を保ち村税の適切な課税を確保するために必要な改正を行うものです。

◎留寿都村園芸廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の廃止

留寿都村園芸廃棄物処理施設は、設備の腐食・老朽化が激しいため、施設を廃止するのに伴い、条例の廃止をします。

◎留寿都村の河川環境の保全に関する条例の一部改正

この条例は、尻別川の水质保全・景観保持及び人と自然との共生を目指し、生き物に優しい川づくりの円滑な推進に資することを目的として尻別川流域7町村が統一した条例を制定したもので、尻別川に生息する絶滅の恐れのあるイトウを保護する政策推進のため条例の一部を改正するものです。

補正予算

◎平成二十三年留寿都村一般会計補正予算(第二号)

今回の補正は、一千七百七十八万九千円を追加し、総額を二十一億五千六百二十二万二千円とするもので、補正した内容は次

のとおりです。

こんな質疑がありました

Q 備品の数量の充実は？

A 東日本大震災で得られた情報から整備した。数量的な増は特にない。

Q 備品の消費期限は？

A 食品については大体五年が賞味期限。

Q 消費期限になった備品の利用方法は？

A 廃棄処分はせず、防災教育やイベント等での活用等利用方法は検討する。

Q 環境衛生費の入札残が多い。当初の見積もりはどのよう

A 三ノ原ごみ捨て場周辺、知来別最終処分場の主な業務を自社で賄える業者が落札した。

歳入 (単位：千円)

- ・固定資産税 二、四〇〇
- ・特別交付税 二、〇〇〇
- ・感染症予防事業費国庫補助金 五七
- ・心身障害者福祉費道委託金 六六
- ・財政調整基金繰入金 一三、二六六

歳出 (単位：千円)

- ・消耗品(災害備蓄庫分) 三、七八二
- ・災害備品購入費 一一一

- ・特別養護老人ホーム等運営事業特別会計操出金 六、七一一
- ・身体障害者相談員報償 二六
- ・知的障害者相談員報償 二六
- ・臨時保育士賃金 二、〇三二
- ・大腸がん検診業務委託 六二
- ・三ノ原ごみ捨場周辺環境調査業務委託 ▲一、〇〇五
- ・一般廃棄物最終処分場浸出水等調査業務委託

人事

◎留寿都村固定資産評価審査委員会委員の選任について
 ……原案同意

任期満了により、次の方を任命することに同意しました。
 留寿都村字三豊 神山 清貴

◎人権擁護委員候補者の推薦について
 ……諮問適任

次の方を推薦することについて、議会に意見を求められ、諮問は適任であると決したものです。
 留寿都村字留寿都 老田 綾子

◎平成二十三年年度留寿都村特別養護老人ホーム等運営事業特別会計補正予算(第一号)
 ……原案可決

今回の補正は、六百七十一万二千円を追加し、総額を二億二千七百七十五万三千円としたものです。

◎留寿都村農業委員会委員に次の方を推薦しました。
 留寿都村字向丘 本田 廣司

第二回議会臨時会

平成二十三年第二回議会臨時会は七月一日に招集され、契約の締結一件を議了し閉会しました。
 ◎一般エックス線撮影装置の買入れについて
 ……原案可決

- ・買入物件
- ・数量
- ・契約の方法
- ・買入価格
- ・契約の相手方

一般エックス線撮影装置一式(撮影装置、付属品、自動現像機)
 指名競争入札による売買契約
 六百九十三万円
 札幌市中央区北五条西十三丁目
 株式会社常光札幌支店

一般質問

第二回議会定例会では、三名の議員から六件の村政に対する質問がありました。

- ▼公契約条例について……………坂庭 恵子議員……………3
- ▼住宅リフォーム助成事業について……………坂庭 恵子議員……………4
- ▼旧登小学校跡地グラウンドの管理について……………坂庭 恵子議員……………4
- ▼災害時要援護者支援について……………堤 富佐代議員……………5
- ▼行政と議会と住民が一体となったまちづくりについて……………中村 裕明議員……………6
- ▼東京外国語大学からの留学生の受け入れの事業化について……………中村 裕明議員……………7

公契約条例について

す。しかし、その発注に際しては「公正性」「経済性」「透明性」が必要ですが、経済性だけを追求すると費用が一円でも安いほうがいいとなります。これからの公契約には経済性一本だけではない物差しが必要となってくると思います。つまり村はただ単に仕事を作ればいいというのではなく、村の発注が中小企業、業者の経営の支えになり、地域を潤すということが大事です。

自治体は、地域の中で仕事を作り出すことが求められています。

坂庭恵子議員 (質問)

公契約条例の最大の目的は、地域経済の活性化だと聞いております。地域の産業や雇用を守る上でも、意義ある条例だと思いますが、村長はどの様にお考えですかお伺いをいたします。

土屋村長 (答弁)

公契約条例についてということでございますけれども、坂庭議員ご自身は地域の産業や雇用を守る上でも公契約条例は意義ある条例と考えるが村長はどう思うか、というお尋ねだと思います。

公契約条例とは、簡単に言うならば「公共事業の現場で働くすべての労働者に対して、賃金の最低基準額を条例により保障する」という考え方だと理解をいたしております。

ここで言う賃金の最低基準額とは、最低賃金法による地域別最低賃金を言うのではなく、熟練労働者を基準として定める賃金の最低額となります。

つまり、これにより公共事業の現場で働く人の雇用と労働条件が守られることになり、その結果として、契約に基づいて提供される業務、成果品の質が確保され、つまりは住民がより良い公共サービスが受けられるというものです。

これが、公契約条例の理念だと思いますので、どう評価するかと尋ねられるならば、「大変、結構なものである。」という答えになると思います。

しかし、行政の現場の責任者として、理念に対する評価とそ

の実効性とは、別に考えなければならぬ時があると思っております。

平成二十一年第一七一回通常国会参議院において、最低賃金法

と公契約条例の関係に関する質問主意書が提出され、政府がこれに答弁書を送付しているところですが、この中で「最低賃金法上の地域別最低賃金は、労働者の労働条件の改善を図るとともに、事業の公正な競争の確保に資すること等を目的として、地域の経済状況等を踏まえつつ、一方で全国的に整合性のある額を設定するものであり、地域別最低賃金を上回る独自の最低賃金を規定した条例は、このような地域別最低賃金の趣旨に反するものであることから、これを制定することは、地方自治法第一四条第一項の規定に違反するものであると考える。」とあります。

つまり、理念には問題なくとも実際にこれを条例として適用することになると、法令との整合性を考えることなく進めることはできないということですが、また、人口一五万七千人、一般会計の予算規模四七一億一七百万円の野田市や人口一四二万九千人、一般会計の予算規模六一八〇億二二三八万円の川崎市が公契約条例を施行させた場合

の効果や実効性と、留寿都村がこれを行うことを同じに考えることはできないと思っております。

坂庭恵子議員 (再質問)

公契約条例について、

① 小さい村でありましても、公契約に関わっている労働者や業種というのは、建設業のみならず福祉、教育、保育、学童保育、清掃等そして物品購入、そこまですべて聞いています。決して小さな問題ではないと捉えています。決してみたいかでしょうか。

② 国会での論戦あるいは法律を持ち出されましたが、そういったものも法律を乗り越えて「公契約条例」を制定したわけであり、乗り越えてまで作ったというその意義に私は学ぶべきだと思っております。いかがお考えですか。

③ 何がこういう条例を作らせたか、どういう思いで作ったか。それは首長さんの熱意、職員の方々の地域社会に貢献したいという熱意が条例を作ったということですので、この事に学んでこれからの地域の経済発展につなげていっていただきたいと思っております。いかがですか。

土屋村長 (再答弁)

公契約条例自体を否定するものではないということは、先ほど申し上げたとおりでございます。公契約条例を運用することは、非常に法令上の課題もあり、大変難しいとこのように考えておりました。これらにつきましても、国において公契約に関する基本法が制定されまして、制度として全国一律に行われることが望ましいのではないかとこのように思っております。でございます。

住宅リフォーム助成事業について

坂庭恵子議員 (質問)

この住宅リフォーム助成事業は、全国的にも全道的にも大きな脚光をあびている昨今です。経済の厳しい中、新築はできないが住居環境の向上につなげた

いという住民は多いはず。最近ではリフォーム単独ではなく、耐震やエコ、バリアフリーを組み合わせた助成事業に進展しているという聞いております。景気対策、雇用対策、また、環境対策、省エネ対策も期待できるかと思われま。

東日本大震災等で経済が冷え込んでいます。本村も同じです。村も早急に取り組むべきと思いますがいかがでしょうか。

土屋村長 (答弁)

住宅リフォーム助成制度として全道で取り組まれている市町村がありますので、この制度について説明をいたします。住宅などを改修する時、地元業者に工事を発注した場合、自治体が工事費の一部を負担するものがあります。

建築関連業者の確保と地域経済の活性化等を目的に、自治体によって助成率や費用の上限、工事対象などが異なっております。北海道で住宅リフォーム助成制度を実施している市町村は四十一自治体であり、後志管内では泊村と倶知安町の二町村が事業を実施しております。また、最近ではリフォーム単独ではなく、耐震やエコ、バリアフリー等を組み合わせた助成事業を進展していることので

ありますが、助成制度の内容、いわゆる住宅改修、バリアフリー、耐震改修や補助額等は異なりますので、他の市町村の制度も調査し、村として取り組むことが出来るか、出来ないか、慎重に検討して参りたいと考えております。

旧登小学校跡地管理について

坂庭恵子議員 (質問)

① グランド一面、タンポポ等の雑草で覆われていて芝が見えにくい状況です。特にタンポポの種が飛散しない前に早めの対応が必要と思っております。いかがでしょうか。

② 桜の開花が見られません。平成九年に桜の苗木を植樹しましたが、春にも花が咲かず枯れていくものもあります。地元の方々は心配しております。今後、どの様に対処すべきと考えてい



ますか、今後の対策について伺いをさせていただきます。

浪越教育長 (答弁)

ご質問の一番目のグラウンドの管理についてであります。旧登小学校は、ご存知のように児童数の減少に伴い昭和六〇年に閉校され、留寿都小学校に統合されました。現在までに二十六年が経過し、その間、民間への貸し付けによる施設の再利用が検討されておりましたが整わず、校舎部分を取り壊し、体育館のみ残っております。

行い、青少年の健全育成施設として都市と農村の交流を図る計画を進めておりましたが、経済情勢の悪化などにより、事業が立ち消えになり現在に至っております。

その後、郷土資料収蔵施設として再利用しておりました旧留寿都中学校体育館の老朽化に伴い、平成十五年体育館へ資料を移転し、郷土資料収蔵施設として利用を開始し、教育委員会管理下の施設となっております。

経済情勢の悪化など、前段で申し上げました状況で、先の見えない中で、外部委託による管理ができませんので、職員による草刈り等を行っております。

この為、本務業務との関係から刈り取り時期が遅れてしまい、ご指摘のタンポポが増殖してしまいました。今後は、時期を失しないよう、早めの対応を心掛けてまいりたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

次に、ご質問の二番目の桜の管理であります。桜の開花が見られないのご指摘ですが、開花しない原因は、いろいろあります。私の記憶では植樹後も、何年間は育たず、毎年のように植樹を繰り返す、その後、木が環境に慣れたのか、樹種を変えたのか、その辺はよく分かりませんが活着しました。しかし、

し、花が満開に咲いたことがなかったように思います。本年もごく一部咲いておりましたが、大方の木は咲かない状態で、葉のみ出ました。今後は登地区の気候、環境を考慮し、どの様な方策を講ずれば現状を維持できるか研究して参りたいと思っております。

坂庭恵子議員 (再質問)

一度、専門家に相談をするとか、そういう方法を取られてみるのはいかがでしょうかという思いがいたします。

これも百年記念植樹ということであり、後々に残すという意欲を込めて今後、検討、対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

浪越教育長 (再答弁)

坂庭議員のご質問のとおりです。私も実際のところ、最初に植樹した時から根付きが悪く、数回植樹のやり直しを行ったという話をさせていただきました。けれど、その段階でも、留寿都に広く植えられていない樹種なので管理が難しいんだと、特に登地区は春遅くに霜が降り、花の芽が痛む傾向があり難しい地域なんだという話をこの時の植樹の専門家から聞いた記憶がございます。

いずれにいたしましても、折角、植えていただいた校です。これからどのような方策を講ずれば現状を維持できるか、その様な研究をさせていただきたいと思っております。

堤富佐代議員 (質問)

留寿都村は、災害の少ない土地だと言われております。そのため、実際にどのような災害に備えるの対策が必要か判断することが難しくなっています。しかし、いざ災害が起きた時に、対応できないという状況だけは避けなければなりません。特に災害弱者・災害時要援護者支援については予め協議されるようなことが望ましいのではないのでしょうか。

そこで①町内会等に対し災害時要援護者の安否確認・避難時支援について協力体制を整える



取り組みはされているか。

②個人情報保護の考え方から、各家庭の名簿がなくなりましたが、要援護者がどこにいらつしやるか把握する方法はあるのか。

③緊急時の対応について研修等はされているのか。

以上3点について伺います。

土屋村長 (答弁)

災害時要援護者に対する非難支援等につきましては、内閣府において、平成十八年に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改訂し、更に、厚生労働省では、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を平成二〇年に制定のうえ、災害発生時の高齢者や障害者や妊婦等の災害時要援護者への避難支援の体制確保や避難場所の配慮について取り組みを進めるよう定めております。

また、道においては、「災害時における高齢者・障害者等に対する支援対策マニュアル」により、災害時要支援者の支援に係る具体的な対策を検討する上での資料を作成し、情報提供を行っているところであります。

平成二十一年九月に見直しが行われました「留寿都地域防災計画」は、村民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、本村防災の万

全を期することを目的にしており、災害時要援護者対策についても、「あらかじめその実態を把握し、避難誘導等の方法について具体的に定めている必要がある。」と規定をいたしており

ます。
本村においては、平成二〇年七月開催の北海道洞爺湖サミットを機に、関係各課が所有する情報を統合し、災害時要援護者の把握を行い、有事の際には、避難場所への移動支援が迅速に行えるよう取り組んだところで

す。
また、災害時要援護者に対して、一時的には一般の避難所で生活することとなったとしても、避難生活がある程度長期化する場合には、各々の身体や精神状況に配慮した福祉避難所ともい

うべき、二次避難所の設置の重要性を鑑み、平成二十二年度に北海道との意見交換を行い、老人デイサービスセンターや高齢者生活支援ハウス等を活用した、福祉避難所の指定についても検討を進めているところでありま

す。
ご質問にありました一点目の町内会への協力依頼の取り組みと、二点目の対象者の把握方法についてであります。国が定める「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては、災

害時要援護者の避難支援について、自助・地域の共助を基本としており、地域住民の皆さんによる支援体制の整備についての必要性を強く感じているところでございます。
一方、町内会等地域住民の皆さんへの情報は、これまで提供した経緯はありませんが、今後においても必ずしも望まない方がいること、更に、個人情報保護の観点から、慎重を期する必要があると考えております。当然、行政として対象者の把握をしているところですが、初動体制の中には、要援護者を含め全村民を対象とした安否確認を行う必要があることから、防災計画の中で地区連絡員等に対し、避難命令の伝達及び避難者の把握の協力を求めているところであります。

員、防災担当職員や社会福祉協議会職員が参加し、非常時に備えた研修を受けているところでもあります。また、村社会福祉協議会では、ボランティア団体の活動の一環として、札幌から講師を招き訓練等を実施しております。
更に、防災に対する日ごろの備えについて学ぶ研修も実施しておりますが、今後においても必要の都度、関係機関を参集する中で、実施について検討をしてまいります。

堤富佐代議員 (再質問)

三点目についてなんですけれども、私も社協で行われた図上訓練等には参加したんですけども、その場に行政の関係の方としては、あまり参加されていなかったというところで、そういう図上訓練をしているというところが地域の文書とかでは配布されたんですけども、そういうところに一緒に行政の課長なり、担当の方が大勢参加されれば、こういう意識でやっているのが村民の方々にも、もっと伝わるのではないかと考えたので、これからそういった図上訓練をされる時には、行政と住民が一体となつてやれる形を増やしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

土屋村長 (再答弁)

議員ご指摘のとおりであると、その様に考えてございます。これからそれぞれ担当課を含めまして、心して参りたいとそのように考えております。

行政と議会と住民が
一体となった
まちづくりについて

中村裕明議員 (質問)

行政と議会と住民が一体となつたまちづくりについて質問いたします。平成二十三年度より留寿都村第五次総合計画がスタートしました。将来像として「笑顔とやさしさにふれる 共創の村 留寿都」を目指して一〇年間でどこまで実現できるか大きな責任を感じているところ。すでに発行された広報のすつの村政執行方針の中で述べられている行政主導型のまちづくりは、財源の確保やマンパワ

ーの面でも、すでに限界に至っていることから、と、そういう文章がありました。しかし、本当に限界にきているのでしょうか。私は優秀な人材が行政を担っていると思っております。

ここでの課題は、十分に人材が活き活きと能力を発揮できていくかだと思います。その中で活き活き行政と住民がともに汗して、笑顔とやさしさを持って村づくりをして行くことが重要であると思います。

そして、大切なことは行政も議会も住民も共に、村づくりに責任があるんだと思えることだと思えます。他人任せでは決して良いまちづくりはできないと思います。そのために首長は人的資源を大胆に活用することが必要だと思えます。いかがでしょうか。

土屋村長 (答弁)

行政と議会と住民が一体となつたまちづくりについてということで、先ず、平成二十三年度村政執行方針の中で、「行政主導型のまちづくりは、財源の確保やマンパワーの面においても、すでに限界に至っている」と私が述べた部分について、本当に限界に至っているのかというお尋ねでございます。私としては、現時点で、限界だと評価してい

い状況にあると思つてござい
ます。今から、すでに限界に至
つていると評価して、必要な対応
をしなければならぬ、その様
に思つているところです。

続いて、後段の部分のご質問
ですが、主旨は、行政も議会も
住民もまちづくりに責任がある
んだと実感する形で、首長が人
的資源を大胆に活用して、首長
がまちづくりを主導すべきだと
中村議員がお考えとのことだ
が、村長はこの考えをどう思
うか、ということだと整理をさ
せていただきました。

村政執行方針における、村政
運営の基本姿勢の中で、私は協
働のまちづくりへの転換につ
いて言及させていただきました。

協働のまちづくりとは、地域
づくりの主人公は住民そのもの
であるにもかかわらず、おま
かせ民主主義ともいふべき状況
がみられる現代社会において、
小さな自治体である留寿都村に
おいては、協働のまちづくりが
可能であり、また、重要だとい
う私の思いを率直に述べさせて
いただいたものです。

その中で、協働のまちづくり
の重要性を分かりやすく説明す
るために、行政主導型のまちづ
くりは限界にきていることに触
れ、住民の皆さんと行政がとも
に知恵を出し合い、一緒に汗を

流しながら、成果と責任を共有
すると表現させていただきまし
た。

しかし、この部分の言葉だけ
を切り取ると、村長は責任まで
を住民に押し付け、自分は結果
責任から逃れて、まちづくりを
他人任せにする気だと写つたの
かもしれないが、行政の結果
責任が地方自治体の長にあるこ
とでは、言うまでもなく当然のこ
とであり、それから逃れること
はできません。

協働のまちづくりとは、地域
づくりの主人公である住民に、
まちづくりに参加いただいてい
ることを実感していただける手
法ですが、この場合であっても、
当然のことながら行政がまちづ
くりに参加しないわけではなく、
住民とともにまちづくりを主導
します。

つまり、行政主導型のまちづ
くりからの脱却とは、住民参加
が少なく、行政だけで進めてい
たこれまでのまちづくりの手法
を改め、住民にも今まで以上に
参加していただき、住民と行政
の双方で主導していきましょ
うというものであります。

地域づくりの主人公が住民で
あることと、どんな場合であつ
ても、行政の結果責任は、自治
体の長にあると思つてございま
す。

東京外国語大学から の留学生の受け入れ の事業化について

中村裕明議員 (質問)

東京外国語大学からの留学生
の受け入れの事業化について質
問いたします。

六年前に前村長より国際交流
センターを作りなさいと言われ
スタートしたのが、東京外国語
大学の留学生ホームステイプロ
グラムです。

昨年まで五年の実績を積み重
ねました。ブータン、マレーシ
ア、タイ、ブルガリア、南アフ
リカなど馴染みの薄い国の若者
達でした。日本に来て半年くら
いで日本語もかなり理解し、英
語はもちろん六ヶ国語を話す学
生もおりました。一年後に日本
の国立大学に入学する学生です。
ボランティアで色々な方のお
世話になり、村内の方にはホー



ムステイなどで大変お世話にな
っております。

教育長が中心になり、小学校、
中学校、高校と授業に参加して
子供たちと交流し、留学生にと
っては日本での大きな思い出に
なっているようです。

大変評判が良く、毎年一〇名
以上の参加希望があるそうです
が、選抜してもらい、受け皿が
まだ小さいので五名に限定して
もらっております。

今後、さらに小学校外国語活
動(英語活動)や小・中・高で
の異文化理解学習の支援など、
国際感覚の育成のため、是非ボ
ランティアから村での事業とし
て取り組んでいただきたいと思います。

今年も三十二名が東京外国語
大学にこの原発問題で大変な日

本に留学してきたそうです。例
年は八〇名くらいの学生が来る
そうですが、意欲的な三十二名
のうち一〇名以上が留寿都を希
望しているようです。

今後、是非事業として取り組
んでいただき、国際都市留寿都
にふさわしい子供たちが育つこ
とを、そして国際社会で活躍す
ることを願っています。国際理
解教育事業として教育委員会に
おいて取り組んでいくことが出
来るでしょうか。

浪越教育長 (答弁)

教育委員会としての考え方を
述べさせていただきます。
平成十八年初め、中村議員の
お世話で留学生の受け入れのお
手伝いをさせていただきました。

東京外国語大学留学生日本語教
育センターの国費留学生部進学
前予備教育課程という課程の学
生で、一年間の日本語集中教育
を受け、翌年には日本の国立大

学を日本語で受験する人ばかり
で、大学を卒業後は勉学の結果
を自国の将来に役立てた仕事に
就こうという、誠に目的意識を
強く持った人達ばかりで、こう

いった方と交流することは子供
たちにとつて必ずプラスになる
という考えから、留学生の受け
入れを開始しました。

本年度で六年目を迎えており、この間の状況を顧みまずと言葉も文化も違う十八カ国から二十四名の留学生を受け入れし、交流を図ってきておりますが、これから国際舞台で活躍する無限の可能性を秘めた小学校、中学校、高等学校における子供たちが、物怖じすることなく交流する姿を見て、留寿都も国際都市へ向かって進んでいる感を強くしております。

また、子供たちとの交流だけでなく、日本の文化、留寿都の文化を知ってもらうため、多くのボランティアの協力により、ホームステイ、和太鼓、日本舞踊、蕎麦打ち、パークゴルフ等も行っております。このことを考えますと世界のグローバル化が進んでいる中で、留学生の交流は学校教育だけでなく、生涯学習としても重要な位置付けになつてきており、その効果は大きいものがあります。

今年は八月十九日からの来村に備えて、各学校の教頭が中心となり、学校での交流計画を進めており準備は進んでおります。今後は、この事業の継続性の確保と、また発展のため教育委員会事業として位置付け、進めてまいりたいので今まで同様、ご指導の程をよろしくお願いいたします。

議 会 日 誌

…… 6 月 ……

- 1日 全員協議会
- 3日 留寿都中学校体育大会
(副議長、議員出席)
- 3日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会平成23年度総会 (議長出席)
北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会平成23年度総会 (議長出席)
- 8日 平成23年度留寿都消防団春季消防演習 (議長、議員出席)
- 9日～10日 羊蹄山麓町村議会正副議長会臨時総会
(札幌市 正副議長出席)
- 10日 北海道町村議会議長会定期総会 (札幌市 議長出席)
- 11日 留寿都小学校大運動会 (議長、議員出席)
- 14日 全員協議会
- 16日 議会運営委員会
- 20日 留寿都村畜魂祭 (議長、議員出席)
- 21日 第2回議会定例会
- 24日 後志総合開発期成会道段階要望運動 (札幌市、倶知安町 議長出席)

…… 7 月 ……

- 1日 第2回議会臨時会
 - 5日 北海道町村議会議員研修会
(札幌市 議長、議員出席)
 - 12日 後志町村議会議員パークゴルフ大会
(寿都町 議長、議員出席)
- 
- 13日 新任議員研修会 (札幌市 議員出席)
 - 13日～15日 後志総合開発期成会中央段階要望運動 (東京都 議長出席)
 - 16日 るすつふれあい広場2011 (議長出席)
 - 20日 留寿都村戦没者追悼式 (議長出席)
 - 25日 後志町村議会議長会泊発電所視察 (泊村 議長出席)
 - 27日 養父市長表敬訪問 (議長、議員出席)

編 集 後 記

村議会議員になって3ヶ月が過ぎました。この間、私は新しい発見と出会いと学びの連続の日々でした。

今、私たちは東日本大震災を通してまさに、新しい価値観を持つ必要に迫られていると思います。

5月の連休明けに被災地に立ち、膨大なガレキに囲まれ、感じたことは物質の豊かさの裏返しがこのガレキなのではないかと。

物の豊かさの限界そして、心の豊かさを大切にする時代が来たと感じております。

すべての生命を大切に、育てることが次の世代の豊かさの礎になると思います。議員として、共創の村づくりに精進してまいります。

議会だより第128号は、第2回定例会の内容を中心に編集しました。 (中村)

編集スタッフ

委員長	堤	富佐代
副委員長	中村	裕明
委員	坂庭	恵子
委員	山下	茂